

消防くしま119

「消防団員募集中」

現在431名の団員が登録・活躍中です。
お問い合わせは、串間市消防本部 ☎72-4151へ。

令和6年串間市消防出初式を開催します



消防団による分列行進や一斉放水など、新春を彩る消防出初式を2年ぶりに開催いたします。

●日時＝令和6年1月7日(日)午前8時半～

●場所＝蔵元河川敷

※荒天の場合は、市総合運動公園(室内体育施設)で午前9時から式典のみを実施します。

(決定は当日午前6時半に行い、市公式サイト内に掲載します)

●参加人員＝約400人(消防職員、消防団員、幼年消防クラブ和太鼓など)消防車両37台

●式典内容＝分列行進、式典、規律点検、太鼓演技、一斉放水、表彰ほか

●その他＝会場内には駐車場はありませんのでご了承ください。

氏名 岡本 宇叶
年齢 24歳
勤務歴 令和5年4月1日採用
階級 消防士

4月から宮崎県消防学校で約半年間の初任研修を終えて、消防士の基本的な知識と技術を学びました。10月から消防署勤務となり、毎日、訓練に励んでいます。

これから串間市のために貢献できるよう頑張ります。



Q1 消防士(救急救命士)を目指した理由は？

A1 小学生の時、心肺停止の救急活動現場に遭遇し、串間市消防署の救急隊に憧れを持ちました。

Q2 消防署の感想は？

A2 雰囲気も良く、先輩方の知識や技術に日々刺激を受けています。

Q3 今、熱中していることは？

A3 毎日ランニングに熱中しています。

串間警察署と 合同訓練で 連携を強化

防災の日である9月1日(金)に、串間市消防本部で串間警察署との合同訓練を2年ぶりに行いました。

お互いの業務内容の紹介、応急手当、資機

材取り扱いや救助訓練などを通して、現場で顔の見える関係を構築することを目的に実施。訓練には警察署員7人、消防署員12人が参加し、連携を強化しました。



チェンソーの取り扱い訓練



廃車を使用した救助訓練



傷病者の搬送

9月9日は 救急の日

9月9日(土)、道の駅くしまイベント広場で「救急の日」イベントを開催しました。この日は、心肺蘇生法体験、消防車・救急車見学、市内保育園児が描いた絵の展示、救急隊による救急救命処置の実演を行いました。多くの方のご来場、ありがとうございました。



イベント会場の様子



心肺蘇生法を体験する様子



救急車の絵の展示

串間市消防本部庶務係 ☎72-4151

無料相談

①遺言などの無料相談

●相談対象＝遺言、相続、高齢者などの財産管理、離婚時の契約など

●日時＝12月10日(日)午前8時～正午

●場所＝日南公証役場(日南市戸高1丁目3-2)

●その他＝予約制のため、平日に事前の電話予約が必要です(午前8時半～午後5時)。

なお、相談は平日も無料です。お気軽に電話予約してお越しください。

問 日南公証役場 ☎23-5430

②行政相談

●相談対象＝行政に対する意見や要望、相談など

●日時＝12月11日(月)午前9時～正午

●場所＝市役所1階B会議室

問 市民生活課生活環境係
☎72-1356

③法律相談

●相談対象＝ご近所トラブル、離婚、

相続、債務整理、労働問題、交通事故、会社経営など

●日時＝12月18日(月)午後1時～終了次第(要予約)

●場所＝市総合保健福祉センター

問 串間市社会福祉協議会

☎72-6943

④人権相談

●相談対象＝セクハラ、パワハラ、家庭内暴力、体罰、いじめ、誹謗中傷、差別など

●日時・場所

12月4日(月)午前10時～午後3時
市役所1階B会議室

問 総務課総務係 ☎72-4557

⑤年金相談

●相談対象＝老齢、障害、遺族などの年金請求および相談

●日時・場所

①12月7日(木)午前10時～午後3時
市役所1階B会議室

②1月11日(木)午前10時～午後3時

市役所1階B会議室

●その他＝事前に都城年金事務所へ予約(1カ月前から可)が必要です。予約の際、持参するものの確認をお願いします。

※予約受付時間＝平日午前8時半～午後5時15分

問 市民生活課市民係 ☎72-1117
都城年金事務所

☎0986-23-2571

⑥消費者生活巡回相談

●相談対象＝消費者トラブル(商品、訪問販売、契約など)に関する相談

●日時＝12月19日(火)午前10時～午後3時

●場所＝市民生活課市民相談室

●その他＝事前(前週金曜日の午後4時まで)に電話予約が必要です。

問 日南串間消費者生活センター
☎23-4390



警察署だより

問 串間警察署 ☎72-0110 警察安全相談#9110

夕暮れ時の早めの点灯・ピカピカ運動



例年、秋や冬の時期は、夕暮れ時や夜間に死亡事故や重体事故などの重大な交通事故が多く発生していることから、車両の早めのライト点灯(基本はハイビーム)、歩行者の反射材の着用などを推進し、夕暮れ時や夜間の交通事故防止を図ります。

●期間＝11月1日(水)～令和6年1月31日(水)

●運動の重点

①夕暮れ時や夜間の交通事故防止

②高齢者の交通事故防止

～夕暮れ時や夜間の交通事故防止～

●運転者は…**夕暮れ時の早めのライト点灯・基本はハイビーム**

・夕暮れ時は、車も自転車も早めにライトを点灯させよう。

・歩行者を早く発見するために、夜間の走行は、ハイビームが基本です。

・対向車や前を走る車がいる場合などは、ロービームに切り替えましょう。

※ハイビームは約100メートル先、ロービームは約40メートル先まで照射

●歩行者は…**明るい目立つ色の服装・反射材**

・歩行者は、外出する際、明るい目立つ色の服装と反射材を必ず着用しよう。

・泥酔して路上に寝込むことは、重大な交通事故につながるので絶対にやめよう。

～高齢者の交通事故防止～

●運転者は…**「制限運転」の実施**

・自身で決めた運転ルールを守る「制限運転」を積極的に実践しよう。

・運転に不安を感じたら「安全運転相談ダイヤル #8080」や「高齢者運転免許返納メリット制度」などを活用し、運転免許の返納を考えよう。

・70歳以上の方は積極的に高齢運転者マークを付けよう。

●歩行者は…**高齢者交通安全5則**

「安全が確認できるまで待(ま)つ」

「周囲の状況を見(み)る」

「無(む)理をせず止まる」

「反射材用品を着用して目(め)立つ」

「身体機能の変化をも(も)っと知る」

で、安全に通行しよう。